清和大学短期大学部における研究データの保存に関する運用ルール

令和８年４月１日
最高管理責任者（学長）決定

（目的）

第1条　本ルールは、清和大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則第５条第３項第４号ないし第６条第３項に定める研究データの保存についての細目を定めることを目的とする。

（保存責任・開示）

第2条　研究データの保存に関しては各研究者が、共同執筆に係る場合には代表者が責任を有するものとし、統括管理責任者の請求により、または必要な場合には開示できるようにしておかなければならない。

（研究データの保存対象）

第3条　この運用において、研究データとは、次の各号に掲げるもののうち、研究活動に伴い発生又は使用した研究成果に関するものであって、研究者等が研究活動の正当性などを証明するために必要となるものをいう。

(1)　文書、実験・観察ノート、数値データ、画像等の資料

(2)　実験試料・試薬、標本等の試料

(3)　模型・装置

２　資料等が保存すべき研究データに該当するか否かにつき、または保存方法について疑義がある場合には、統括管理責任者と協議の上、これを判断するものとする。

（保存方法）

第4条　研究活動においては、その過程を、研究活動の一次情報記録として、文書、実験・観察ノートなどの形で記録に残さなければならない。また、研究活動における実験・観察等の諸条件について、後日の利用・検証に堪えるよう十分な情報を記載することとし、かつ事後の改変を許さない形で作成しなければならない。

２　論文や学会報告等、研究成果の発表のもととなった研究データは、後日の利用・検証に堪えるよう適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等を整理し、検索・抽出等が可能となるようにしておくこと。

３　研究データは、研究者自身が責任をもって保存することとし、異動又は退職により転出する場合は、別に管理責任者を定めるなど適切に保存しなければならない。

（保存期間）

第5条　資料の保存期間は、原則として、当該論文等の成果発表後 10 年間とする。ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることがで

きるものとするとともに、保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。

2　実験試料・試薬、標本等の試料、および模型・装置の保存期間は、原則として、当該論文等の成果発表後5年間とする。ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物資や実験により消費されてしまう試料など）や保存に多大な経費がかかるものについてはこの限りではない。

3　医療分野、社会調査、個人データ、倫理上の配慮を必要とするもの等、その扱いについて法律等で規定されているものはそれに従うものとする。

4　特定のプロジェクトに関する成果物の取扱いについて、配分機関との間で別の取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

5　この指針は、最低限保存する期間を示すものであり、当該論文等が世界的に極めて顕著な研究成果である場合等については、この指針に定める保存期間にかかわらず、必要に応じ、保存期間を延長できるものとする。

（保存データの届け出）

第6条　保存責任者は、保存の対象となる研究データを有する場合には、各年度の3月31日までに、研究データの保存につき、統括管理責任者に届け出るものとし、以下の内容を明示しなければならない。

(1)　保存データの名称
(2)　保存責任者
(3)　保存箇所
(4)　保存媒体
(5)　保存期間
(6)　その他、必要な事項

（事務担当幹事）

第7条　保存データ届け出の受付、および届け出簿の管理については、総務課がこれを行う。

（保存確認）

第8条　保存データの確認については、現物の確認または保存箇所への立ち入りによるものとし、統括管理責任者立ち合いの上、毎年度1回、随時行われるものとする。

2　保存が確認された場合には、統括管理責任者が確認済み書面を交付するものとし、届け出簿に記録するものとする。

（保存不備の場合）

第9条　完全な保存が確認されない場合には、保存責任者に対して、保存データの再現のために必要な方策を指示するとともに、これが不可能な場合には、統括管理責任者自ら不正行為の告発手続きをとるものとする。

（雑則）

第10条　その他、研究態様等に伴い必要となった場合には、防止計画推進部署で個別に検討する。

（改廃）

第11条　この運用ルールの改廃は学長が行う。

（附則）

この運用ルールは、令和８年４月１日より施行する。